

## 令和5年度 事業者によるダイオキシン類測定結果

ダイオキシン類対策特別措置法第28条第1項に基づき、廃棄物焼却炉などの特定施設を設置する事業者は、排出ガス等に含まれるダイオキシン類を年1回以上測定するとともに、その測定結果を知事に報告し、知事はその結果を公表することとなっています。

令和5年度中に県（奈良市を含む）に報告のあった事業者によるダイオキシン類の測定結果は、次のとおりです。

### 【概要】

- 令和6年3月末日現在で、排出ガスの自主測定結果の報告が必要な事業所数は103事業所（休止中及び未稼働の事業所を除く）で、このうち測定を実施したのは70事業所（68%）、未測定は33事業所であった。また、排出水の自主測定が必要な事業所数は2事業所で、休止中の1事業所を除き、全ての事業所が測定を実施した。
- 測定結果は、廃棄物焼却炉からの排出ガスで平均0.99 ng-TEQ/m<sup>3</sup>、最大29 ng-TEQ/m<sup>3</sup>、また、廃ガス洗浄施設等からの排出水は0.0010 pg-TEQ/Lであった。これらの結果、排出ガス測定を実施した事業所のうち1事業所を除き、排出基準を下回っていた。排出基準を上回った1事業所については、再測定の結果、基準値を下回らなかったため、使用を停止するように指導した。

### 【今後の対応】

排出ガス等の測定及び排出基準の遵守について、事業所に対し引き続き監視、指導を行う。

### 【測定結果】

#### 1. 排出ガス

単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup>

種類	測定対象事業所数	測定事業所数	測定値		排出基準
			報告数	濃度範囲	
廃棄物焼却炉	103	70	102	0 ~ 29 (平均 0.99)	0.1~10

#### 2. 排出水

単位：pg-TEQ/L

種類	測定対象事業所数	測定事業所数	測定値		排出基準
			報告数	濃度範囲	
下水道終末処理施設	1	1	1	0.0010	10

#### 3. ばいじん及び焼却灰その他燃え殻

単位：ng-TEQ/g

種類	測定対象事業所数	測定事業所数	測定値	
			報告数	濃度範囲※
ばいじん	97	35	66	0 ~ 11
焼却灰等	103	70	92	0 ~ 0.80

※処理により、基準適用外となるものを含む。

<参 考>

1. 排出ガスの排出基準

単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup>

特定施設の種類の種類	施設規模 (焼却能力)	新設する 施設の排出基準	法施行時点で 既に設置している施設の 排出基準
廃棄物焼却炉 (焼却能力 50kg/時以上)	4 t / 時以上	0.1	1
	2~4 t / 時	1	5
	2 t / 時未満	5	10

2. 排出水の排出基準

単位：pg-TEQ/L

特定施設の種類の種類	施設の排出基準
廃棄物焼却炉等の特定施設から排出される 下水を処理する下水道終末処理施設	10
廃棄物焼却炉等に係る廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設、灰の貯留施設であって 汚水又は廃液を排出するもの	

3. ばいじん及び焼却灰その他燃え殻の処分基準

単位：ng-TEQ/g

区 分	施設の処分基準
ばいじん 焼却灰その他燃え殻	3

(注) 法施行時点での既設焼却炉において、セメント固化、薬剤処理、酸抽出処理により処分する場合には、基準は適用されない。